

本郷まちづくり推進委員会 入会について

【入会要件】本郷中学校区に住所を有する住民及び勤務し、まちづくりに参加・協力できる市民であって、入会届を提出し推進委員からの推薦のある方もしくは、役員会の承認を受けた方

【入会手続きについて】

1. 入会希望の方は、入会届に必要事項を記入の上事務局へご提出ください。その後、役員会で協議し承認後、入会となります。
2. なお、役員会の協議にあたっては、あらかじめ面談のうえ協議させていただく場合がありますのでご了承ください。
3. 入会の結果につきましては、後日郵送にてお知らせいたします。

.....

本郷まちづくり推進委員会 入会届

申込日 平成 年 月 日

フリガナ		生年月日	年 月 日
お名前	TEL (日中の連絡のつく番号)		
住所	メールアドレス		
現在または過去に、地域活動に参加したことがありますか？ (PTA、子ども会、自治会、ボランティア活動など)			
入会の動機			
本郷まちづくり推進委員会規約第18条及び第19条に同意し 遵守できますか？(裏面参照)		はい いいえ	
希望の部会	第1希望	部会	(部会と活動内容については裏面参照)
	第2希望	部会	
推薦者氏名	(推薦者の直筆で記入してください)		推進委員の推薦で入会される場合のみ記入

※ご記入いただきました個人情報につきましては、目的以外には使用いたしません。

受付日 平成 年 月 日

本郷まちづくり推進委員会規約（抜粋）

（入 会）

第 18 条 入会を希望する者は、本会に入会届を提出し役員会の承認を受けるものとする。

- 2 前項の入会届は、事務局にて郵送及び窓口等により受け付けるものとする。
- 3 入会の条件は別途定めるものとする。

細 則

- (1) 推進委員として部会に参加し活動に協力できること
- (2) 暴力団の団体、構成員あるいは関係者、その他反社勢力に属していないこと
- (3) 推進委員会の信用を損なう行為、秩序を乱す行為をしないこと
- (4) 他の推進委員に対し、粗野な振るまい（暴言・罵倒・ハラスメント行為など）他の委員に不快な思いをさせないこと
- (5) 最近 5 年間に、不法な行為で禁固の刑に処せられ、または罰金の刑に処せられその執行を終わりまたは、執行を受けることがなくなっていること

（退 会）

第 19 条 退会を希望する者は、本会に退会届を提出するものとする。

- 2 前項の退会届は、事務局にて郵送及び窓口等により受け付けるものとする。
- 3 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、推進委員の登録を抹消することができる。
 - (1) 退会の申出があったとき
 - (2) 推進委員としての活動が、1 年以上ないとき
 - (3) 所在が不明であることを知った日から 1 年を経過する日まで推進委員の所在が明らかにならないとき
 - (4) 暴力団の団体、構成員あるいは関係者、その他反社会勢力に属していると認められたとき
 - (5) 推進委員会の信用を損なう行為、秩序を乱す行為があったとき
 - (6) 他の推進委員に対し、粗野な振るまい（暴言・罵倒・ハラスメント行為など）他の委員に不快な思いをさせたとき
 - (7) その他、役員会が推進委員として不相当と判断したとき

部会について

	部会	
1	安心安全部会	防犯・防災に関する活動
2	健康福祉部会	地域福祉・健康づくりに関する活動
3	ふれあい部会	地域再生に関する活動
4	環境部会	環境に関する活動
5	文化部会	伝統文化に関する活動
6	広報部会	広報に関する活動